

医療機関ウェブサイトへの内分泌外科専門医の表示について

2018年6月1日付「医療広告ガイドライン」(医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針)の施行により、医療機関のウェブサイトも広告規制の対象となりました。本学会認定の内分泌外科専門医については、広告可能事項の限定解除要件を満たした場合(① 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること、② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること)には、各医療機関ウェブサイトへの掲載は可能と判断しますが、詳しくは各医療機関を所管する自治体の窓口を確認の上ご掲載下さい。

他方、本学会では2018年に一般社団法人となったことから内分泌外科専門医を「広告可能な医師等の専門性に関する資格」とするべく、「専門性資格認定団体に係る基準該当届」を厚労省医政局に提出すべく準備をいたしております。広告可能の資格を取得した際には速やかにお知らせいたします。

一般社団法人日本内分泌外科学会 理事長

鈴木 眞一

一般社団法人日本内分泌外科学会 専門医制度委員会

原 尚人